

羊蹄山ろく消防組合地球温暖化防止実行計画



令和7年5月改定

羊蹄山ろく消防組合

目 次

第1章 実行計画の基本的事項

1	実行計画策定の背景と経過	3
2	実行計画の目的	3
3	実行計画の期間	4
4	実行計画の対象範囲	4
5	実行計画の公表	4

第2章 温室効果ガスの排出状況

1	温室効果ガスの発生源	5
2	温室効果ガス排出量の算定方法	5
3	これまでの計画の概要と削減実績	5
4	温室効果ガス排出量	6

第3章 温室効果ガスの削減目標

1	削減目標の対象とする温室効果ガス	7
2	削減目標	7

第4章 取 組 事 項

1	取組項目と目標	11
2	測定と確認頻度	13
3	報告手順	13

第5章 計画の推進と点検・評価

1	計画の推進・点検体制	14
2	職員に対する研修等	14
3	実施状況の点検と評価	14
4	公 表	14
5	計画の見直し	14

資 料

1	温室効果ガスの種類と地球温暖化係数	15
2	参 照「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3	15

第1章 実行計画の基本的事項

1 実行計画策定の背景と経過

地球温暖化問題は、日常生活や事業活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガス濃度を増加させることにより、地球全体の地表及び大気の温度を追加的に上昇させ、気候変動を通して、生態や人類に深刻な影響を及ぼすことが懸念されており、人類生存基盤に関わる最も重要な環境問題の1つとされています。

国内では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策法」という。）が施行され、国、地方公共団体（以下「一部事務組合含む」、事業者及び国民の責務が定められました。地方公共団体は自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のために関する計画（以下「実行計画」という。）の策定が義務付けられました。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりに改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標とし2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示された。

2025年2月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がされた地球温暖化対策計画では、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すという新たな削減目標も示されました。

羊蹄山ろく消防組合（以下「消防組合」という。）におきましては、平成18年3月に実行計画を策定し、5回の改定を経て温室効果ガスの排出量の削減に取り組んできました。公共事業を行う事業者として温室効果ガスを抑制し環境に配慮した行動を進めるため地球温暖化防止実行計画の見直しを行い、その実現に努めるものです。

2 実行計画の目的

本計画の目的は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、消防組合が自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第 21 条（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

14 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

16 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

3 実行計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度の 5 年間とする。

4 実行計画の対象範囲

（1）対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の 4 種類とします。

なお、消防組合の事務及び事業では排出実態がないと判断されるパーフルオロカーボン（PFC）及び六フッ化硫黄は除外することとします。

（2）事務及び事業の対象範囲

① 本計画の対象とする範囲は、羊蹄山ろく消防組合が直接実施する事務・事業の全てとする。ただし、外部に委託して行う事務・事業は対象に含みません。

② 対象とする機関は、消防本部、俱知安消防署・各支署（消防団を含む）とします。

5 実行計画の公表

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 14 項の規定により、本実行計画は、策定した段階で公表することとします。

第2章 温室効果ガスの排出状況

1 温室効果ガスの発生源

温室効果ガスの主な発生源並びに発生の原因となる消防組合の事務及び事業は表1のとおりです。

表1 温室効果ガスの主な発生源とその事務及び事業

温室効果ガス	主な発生源	羊蹄山ろく消防組合事務事業の発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料及び電力の消費、廃棄物の焼却等	対象機関関係施設の暖房等の燃料の燃焼（ガソリン、灯油、軽油、A重油、液化石油ガス（LPG））や電気の使用
メタン (CH ₄)	二酸化炭素に同様の他、家畜の糞尿、下水の処理及び廃棄物の埋立等	消防車両等の走行
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行、廃棄物の焼却等	消防車両等のガソリン、軽油等の使用
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコンや冷蔵庫の冷媒	カーエアコンの冷媒

2 温室効果ガス排出量の算定方法

化石燃料の燃焼などによる温室効果ガス排出量の算定については、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」平成29年3月 環境庁地球環境部環境保全対策課地球温暖化対策推進室に基づき定められた排出係数及び地球温暖化係数を用い、二酸化炭素の排出量に換算して算定します。

$$\text{温室効果ガスの排出量} = \text{「化石燃料や電力などの消費量」} \\ \times \text{「温室効果ガスの排出係数」}$$

ただし、森林等による吸収（吸収量）は算定せず、実排出量を消防組合の事務及び事業における排出量として算定することとします。

3 これまでの計画の概要と削減実績

（1）第1期計画

① 計画期間

平成 18 年度から平成 22 年度（基準年度：平成 16 年度）

② 目標値

平成 22 年度の温室効果ガス排出量を平成 16 年度比で 6.0%削減する。

③ 削減実績

平成 22 年度の温室効果ガス排出量は、平成 16 年度比で 11.9%削減しました。

（2）第 2 期計画

① 計画期間

平成 23 年度から平成 24 年度（基準年度：平成 16 年度）

② 目標値

平成 24 年度の温室効果ガス排出量を平成 16 年度比で 6.0%削減する。

③ 削減実績

平成 24 年度の温室効果ガス排出量は、平成 16 年度比で 9.5%削減しました。

（3）第 3 期計画

① 計画期間

平成 25 年度から平成 26 年度（基準年度：平成 16 年度）

② 目標値

平成 26 年度の温室効果ガス排出量を平成 16 年度比で 6.0%削減する。

③ 削減実績

平成 25 年度の温室効果ガス排出量は、平成 16 年度比で 15.8%削減しました。

（計画改定が 3 月であるため、平成 25 年度値で記載）

（4）第 4 期計画

① 計画期間

平成 27 年度から平成 31 年度（基準年度：平成 24 年度）

② 目標値

平成 31 年度の温室効果ガス排出量を平成 24 年度比で 2.0%削減する。

③ 削減実績

平成 31 年度の温室効果ガス排出量は、平成 24 年度比で 3.8%削減しました。

（計画改定が 3 月であるため、平成 30 年度値で記載）

（5）第 5 期計画

① 計画期間

平成 27 年度から平成 31 年度（基準年度：平成 24 年度）

② 目標値

平成 31 年度の温室効果ガス排出量を平成 24 年度比で 2.0%削減する。

③ 削減実績

平成 31 年度の温室効果ガス排出量は、平成 24 年度比で 3.8%削減しました。
(計画改定が 3 月であるためのため、平成 30 年度値で記載)

(6) 第 6 期計画

① 計画期間

令和 2 年度から令和 6 年度 (基準年度：平成 27 年度)

② 目標値

令和 6 年度の温室効果ガス排出量を平成 27 年度比で 2.0%削減する。

③ 削減実績

令和 6 年度の温室効果ガス排出量は、平成 27 年度比で 0.9%削減しました。
(計画改定が 3 月であるためのため、令和 5 年度値で記載)

4 温室効果ガス排出量

本計画の基準年とする平成 27 年度における消防組合の事務及び事業に係る温室効果ガス排出量は表 2 のとおりとなっております。

表 2 各計画期間最終年度における温室効果ガス排出量 (KgCO₂)

	H27 (基準年)	H28	H29	H30	削減割合 (H30/H27)
二酸化炭素 (CO ₂)	470,716	485,495	491,185	472,864	0.5%
メタン (CH ₄)	44	161	192	182	313.6%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	1,882	2,731	3,037	2,904	54.3%
ハイドロフルオ カーボン(HFC)	416	390	455	494	18.8%
計	473,050	488,777	494,869	476,444	0.7%

第3章 温室効果ガスの削減目標

1 削減目標の対象とする温室効果ガス

実行計画の対象範囲とする温室効果ガス、4種類とします。

2 削減目標

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりに改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標とし2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示された。

さらに2025年2月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がされた地球温暖化対策計画では、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すという新たな削減目標も示されたことを踏まえるが、現実的な目標として令和11年度（2030年度）までに令和2年度（基準年）比で2%削減することを目指します。

<u>基準年（平成25年度）総排出量</u>	<u>495,035kgCO₂/年</u>
<u>基準年（令和2年度）総排出量</u>	<u>486,526kgCO₂/年</u>
<u>削減目標（2%）排出量</u>	<u>9,730kgCO₂/年</u>
<u>目標年（令和11年度）総排出量</u>	<u>476,796kgCO₂/年</u>

図2 所属別温室効果ガス排出量(KgCO₂)

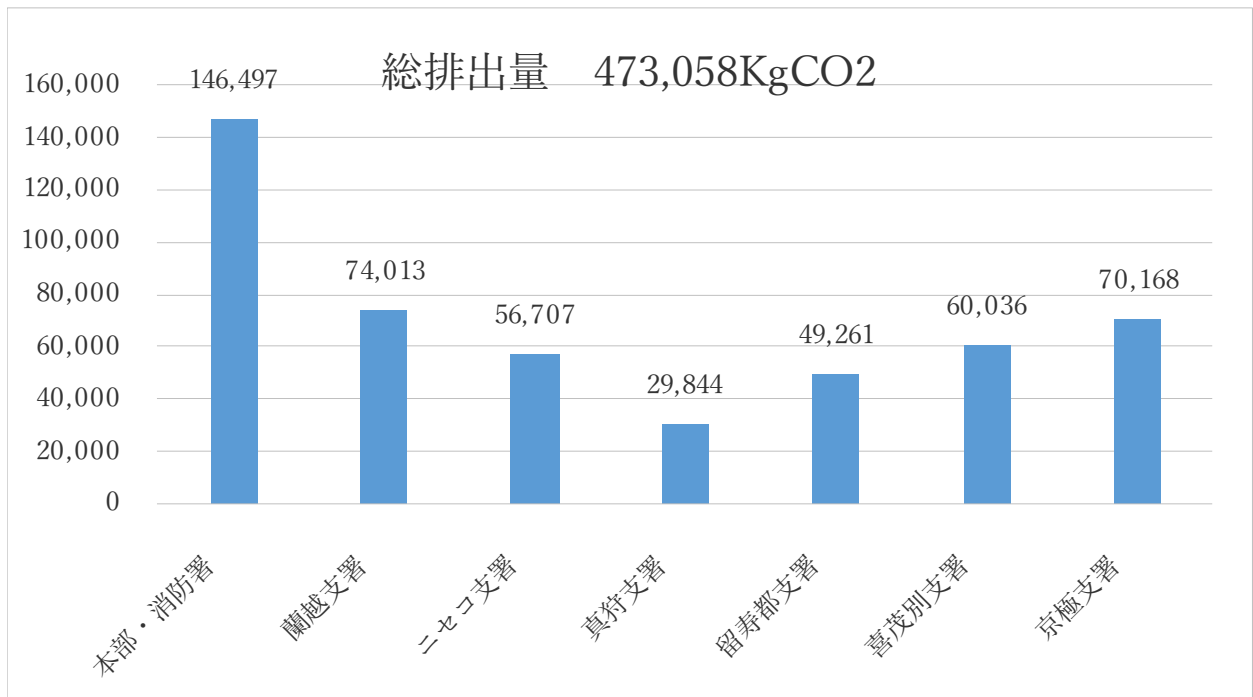


図3 温室効果ガス寄与率

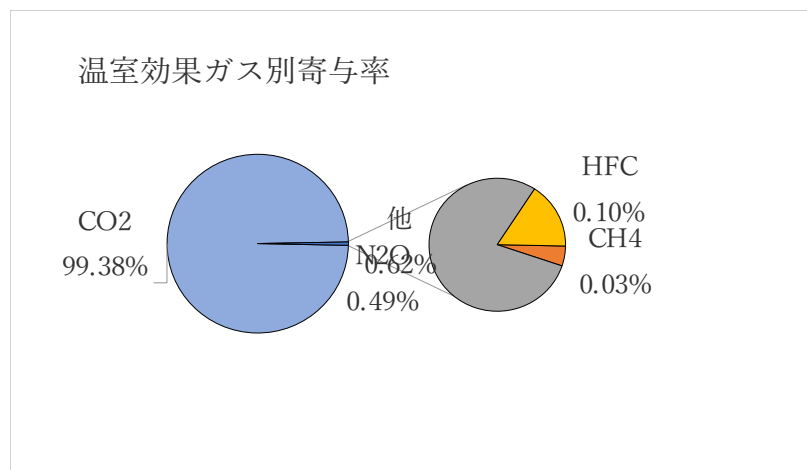


表 4 温室効果ガス別排出量 (kgCO₂)

	二酸化炭素 (CO ₂)	メタン (CH ₄)	一酸化二窒素 (N ₂ O)	ハイドロフルオロカー ボン類 (HFC)	計
消 防 本 部 倶知安消防署	145,644	43	667	143	146,497
蘭 越 支 署	73,499	29	446	39	74,013
ニセコ支署	56,216	24	402	65	56,707
真 狩 支 署	29,706	4	82	52	29,844
留 寿 都 支 署	49,034	9	153	65	49,261
喜 茂 別 支 署	59,590	23	345	78	60,036
京 極 支 署	69,809	17	290	52	70,168
計	483,498	149	2,385	494	486,526

図 5 活動区分別の温室効果ガス総排出量(KgCO₂)

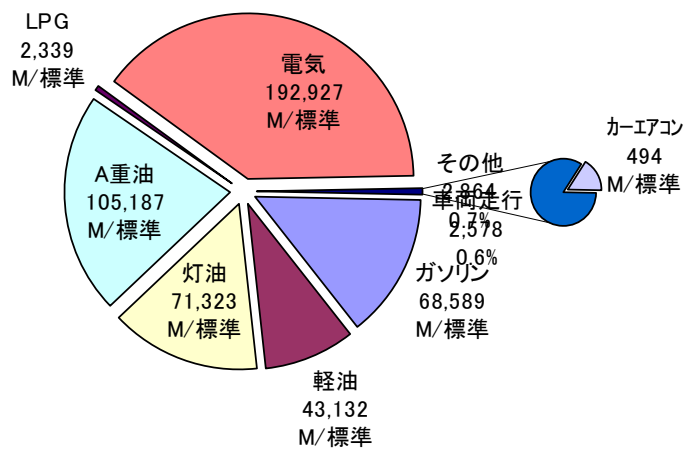


表 5 活動区分別の温室効果ガス排出量内訳 (kgCO₂)

上段は、温室効果ガス排出量

下段は、所属別の活動量(単位)

活動区分 所 属	燃料の使用による排出					電 気 の使用に よる 排 出 (kWh)	車 両 の走行 による 排 出 (km)	カーエコ ンの使 用に よる 排出 (台)	計
	消防車等の燃料消 費		庁舎等施設の燃料消費						
	ガソリン (L)	軽油 (L)	灯油 (L)	A 重油 (L)	LPG (㎡)				
消 防 本 部 倶知安消防署	23,035	10,050	4,386	62,321	846	45,006	710	143	146,497
	9,922	3,888	1,762	23,000	282	103,938	63,665	12	
蘭 越 支 署	12,217	5,498	418			55,366	475	39	74,013
	5,262	2,127	168			127,866	42,540	3	
ニ セ コ 支 署	10,605	7,372	27,242		324	10,673	426	65	56,707
	4,569	2,852	10,943		108	24,648	40,925	5	
真 狩 支 署	1,330	4,503	17,862	0	159	5,852	86	52	29,844
	573	1,742	7,175	0	53	13,513	9,334	4	
留 寿 都 支 署	2,259	4356	20,825	0	0	21,594	162	65	49,261
	970	1,684	8,362	0	0	49,872	15,413	5	
喜 茂 別 支 署	12,098	4,203	590	0	0	42,699	368	78	60,036
	5,211	1,626	237	0	0	98,611	32,235	6	
京 極 支 署	7,045	7,150	0	42,866	1,010	11,737	308	52	70,168
	3,035	2,766	0	15,820	337	27,107	29,358	4	
計	68,589	43,132	71,323	105,187	2,339	192,927	2,535	494	486,526
	29,542	16,685	28,647	38,820	780	445,556	233,470	39	

第4章 取組事項

1 取組項目と目標

本実行計画では、羊蹄山ろく消防組合の行う事務及び事業に関して温室効果ガスの削減並びに環境に配慮した取組みを実施するにあたり、令和7年度から令和11年度までの目標を次により設定し、その取組みを適切に推進することとします。

取組項目	削減等目標
(1) 用紙類の購入、使用に関する取組み	
1 古紙配合率の高い用紙の使用	・複写機用の用紙は原則として古紙配合率70%以上の用紙を使用する
2 回収古紙を使用した製品の使用	・トイレットペーパー等の使捨て用紙は、回収古紙製品使用率を100%とする
3 再生紙が使用されている製品の使用	・エコマーク・グリーンマーク製品を積極的に使用する
4 使用量の抑制	・複写機等の適正管理により使用量を抑制する ・ペーパーレス及び資料の簡素化を推進する
5 用紙のリサイクル	【個人の取組】 ・原則として両面使用の徹底 ・印字ミス紙の裏面使用 ・用紙リサイクルのため資源回収ボックス及びシュレッダーを全所属配置する 【個人の取組】 ・用紙リサイクルの徹底 ・使用済み封筒の再利用
(2) 文具事務機器等の購入等に関する取組み	
1 エネルギー消費効率の高い製品の導入、更新	・事務機器、電気製品のエネルギー消費効率を購入及び更新時の選定事項とする
2 再生紙が使用されている製品の購入	・エコマーク・グリーンマーク製品を積極的に使用する

3 廃プラスチック製品の購入	・エコマーク・グリーンマーク製品を積極的に使用する ・廃プラスチック製品の消防被服を積極的に使用する
(3) 燃料・電気・水の使用に関する取組み	
1 庁舎電気使用量の抑制	・給湯器機の温度を適正に管理する ・省エネルギー型照明器具、LED への転換 【個人の取組】 ・消灯の徹底、部分消灯、間引き点灯 ・OA 機器等の省電力モードへの電源設定 ・帰署時、執務時間外は OA 機器の電源を切る
2 庁舎燃料使用量の抑制	・室温の適正化 ・暖房器機の点検と管理 【個人の取組】 ・被服による室温対応 ・出入口等、窓の常時開放禁止
3 庁舎水道使用量の抑制	・庁舎水道使用量を基準年より抑制する ・自然水利活用により訓練使用水の節水を図る ・公用車の洗車時の節水を図る 【個人の取組】 ・日常使用時の節水
4 公用車燃料使用量の抑制	・事務事業効率（出勤を除く）の適正化を図ることによる公用車走行距離の抑制 ・始業点検の効率化を図る 【個人の取組】 ・暖機運転・エンジンストップの適正化に努める ・燃焼効率を心がけた経済運転に努める

(4) その他の事務事業に関する取組み	
1 ごみの分別	・廃棄物の減量化を図るとともに、消防組合構成各町村のごみ分別要綱により可能な限りリサイクル推進を徹底する 【個人の取組】 ・ごみ分別の徹底 ・使い捨て容器の使用は極力避ける
2 敷地等の緑化	・二酸化炭素の吸収源でもある敷地内等の緑化に努める

2 測定と確認頻度

所属長は、所管する施設並びに所属する係において使用する財やサービスの量について、次のとおり測定、記録を行うものとする。

表 5 測定項目と調査票

取組内容	対 象	測定項目	確認頻度
(1) 電気の使用抑制	施 設	電気使用量	毎 月
(2) 暖房等の燃料使用抑制	施 設	暖房等の燃料使用量	毎 月
(3) 水の使用抑制	施 設	水道使用量	毎 月
(4) 紙の使用抑制	職 場	用紙類使用量	毎 月

3 報告手順

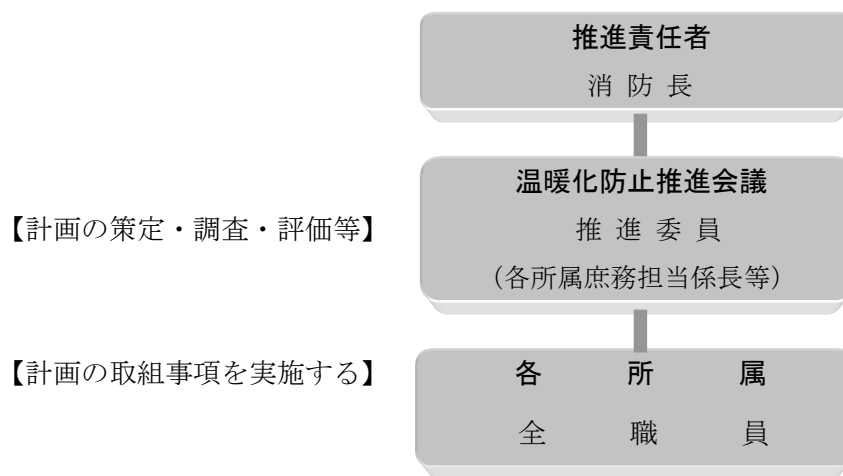
[温暖化防止実行計画推進調査票 様式 1.](#) 及び[活動区分別調査票 様式 2.](#) により毎月記録し、年 1 回使用量等について事務局に提出するものとする。

第5章 計画の推進と点検・評価

1 計画の推進・点検体制

事務局を消防本部総務課に置き、この計画の円滑な推進と適正な進行管理を行うため、図5により温暖化防止推進会議を設置します。

図5 計画の推進・点検体制



2 職員に対する研修等

推進委員並びに全職員に対して環境問題に対する正しい認識を持ち、この実行計画の目標達成のため必要に応じ研修等を実施します。

3 実施状況の点検と評価

温暖化防止推進会議は、温暖効果ガスの排出実態と取組の実施状況の点検並びに進捗状況の評価し更なる推進に向けた適正な進行管理を行います。

4 公 表

温暖化防止推進会議を通じ「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第16項に基づき計画の進捗状況及び点検結果等を原則として毎年度公表し、全職員へ取組みの実践を促進するとともに環境保全意識の高揚を図ることとします。

5 計画の見直し

羊蹄山ろく消防組合地球温暖化防止実行計画が、実効性のあるものとして推進していくため、目標達成状況や国の政策動向等により必要に応じ計画内容の見直しを図ります。

資 料

1 温室効果ガスの種類と地球温暖化係数

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数 (100 年間影響積分値)
CO ₂ (二酸化炭素)	1
CH ₄ (メタン)	21
N ₂ O (一酸化二窒素)	310
HFC (ハイドロフルオロカーボン)	-
HFC-23 (トリフルオロメタン)	11,700 など
PFC (パーフルオロカーボン)	-
PFC-14 (パーフルオロメタン)	6,500 など
SF ₆ (六フッ化硫黄)	23,900

2 参 照「地球温暖化対策の推進に関する法律」

(地方公共団体実行計画等)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活

動の促進に関する事項

三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

五 前各号に規定する施策の実施に関する目標

4 市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。

5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合には、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 地域脱炭素化促進事業の目標

二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）

三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模

四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項

五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項

イ 地域の環境の保全のための取組

ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

6 共同して地方公共団体実行計画を策定する都道府県及びその区域内の市町村は、当該地方公共団体実行計画において前項各号に掲げる事項を定めることができる。

7 促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が第三項第一号に掲げる事項として促進区域の設定に関する基準を定めた場合にあっては、当該基準に基づき、定めるものとする。

8 前項に規定する都道府県の基準は、環境省令で定めるところにより、同項の環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとする。

9 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配慮するものとする。

10 市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めな

なければならない。

- 1 1 都道府県及び市町村（地方公共団体実行計画において、第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次項において同じ。）は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 1 2 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。
- 1 3 都道府県又は市町村が地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項（都道府県にあつては、第七項に規定する都道府県の基準を含む。）又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする場合において、第二十二條第一項に規定する地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは、当該都道府県又は市町村は、これらの事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければならない。
- 1 4 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
- 1 5 第十項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
- 1 6 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。
- 1 7 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関し意見を述べることができる。
- 1 8 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。